



高知県立大方高等学校通信制で学んでみませんか

◆通信制過程は自宅での自学自習が基本です。

通信制では、次のような学習方法で高校の卒業資格が取得できます。

①教科書や学習書を参考にしながら自宅でレポートを作成・添削指導を受ける。

②日曜日には、授業形式で先生から指導を受けるスクーリングを実施。(水曜日は補充日)

③前期・後期の最後に、それまでに学習したレポートのまとめとしてテストを実施。

④決められた回数のスクーリングを受け、締め切りまでにレポートを提出し、テストに合格すれば単位認定。

このような方法で、必修修科目を含めて、74単位以上単位取得できれば高校の卒業資格が得られます。3年間で卒業することもできます。

◆現在、15歳～60歳代の生徒が在学しています。  
遠足やスポーツ大会など生

徒会を中心にした学校行事や自主的な部活動など、生徒同士の交流も行っています。

◆納入金は、教材や諸経費として年間で約4万2千円です。

◆入学者選抜について

【入学定員】 1000人

【入学資格】

中学校を卒業した方、またはそれと同じくらいの学力のある方

【出願期間】

●前期1次

3月7日(月)～9日(水)

●前期2次

3月22日(火)～23日(水)

●後期

9月5日(月)～7日(水)

【入学選考】

書類審査、面接など

【入学式】

●前期 4月10日(日)

●後期 10月2日(日)

○お問い合わせ

大方高等学校通信制教頭  
中津吉弘

☎ 43-11079  
☎ 43-11379



税務署からのお知らせ

◆所得税の申告と納税は、3月15日(火)までに

平成22年分所得税確定申告の税務署における申告相談および確定申告書の受付は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。

確定申告書の提出は、郵送または税務署の時間外收受箱投函でも構いません。

※期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、お早めに申告と納税を済ませてください。

◆個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(木)までに

次の方は、消費税の確定申告をしなければなりません。  
●平成20年中の課税売上高が1千万円を超える方  
●平成20年中の課税売上高が1千万円以下の、平成21年12月31日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

出している方

※平成19年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成22年中に課税売上や課税仕入れがある場合、当該課税売上高が1千万円以下であっても消費税などの確定申告が必要になります。

◆贈与税の申告と納税は、3月15日(火)までに

平成22年1月1日から12月31日までの1年間に、個人から貰った財産の価値が110万円を超えると、贈与税の申告が必要となります。

窓口での申告は、2月1日(火)から3月15日(火)までです。  
※贈与により取得した財産について、「相続時精算課税制度」の適用を受ける場合や「住宅取得等資金の非課税制度」の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

◆株式などを売ったときは？  
株式などをお売りになった方は申告が必要です。

ただし、証券会社を通じて特定口座における源泉徴収を選択した場合には、申告を不要とすることができます。

また、「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除」の適用を受けるためには、「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」を添付した確定申告書の提出が必要です。

◆振替納税制度のご利用を  
所得税や個人事業者の消費税などの納税の方法に、振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができますので、納期限を忘れることなく大変便利なため、ご利用をお勧めします。

※この制度を希望される場合は、税務署または預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

◆国税庁ホームページのご利用を  
インターネットで申告書の作成ができます。

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、所得税、贈与税および個人事業者の消費税ならびに地方消費税の申告書などを作成することができます。

作成した申告書は、インターネット